

エルピオでんき定義書
【東京電力エリア】

株式会社エルピオ

2025年1月6日改定

目次

第1条 (適用)	3
第2条 (契約種別)	3
第3条 (契約詳細)	3
第4条 (本定義書の変更および廃止)	21

別表

1 (燃料費調整)	22
2 (サービス料)	24
3 ((独自) 燃料費調整)	24
4 (容量拠出金相当額)	25

I 本則

第1条 (適用)

- (1) このエルピオでんき定義書（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の、エルピオでんき契約約款（以下、「でんき契約約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売りするときの料金、その他の需給条件を定めたものです。本定義書は、令和7年1月6日より実施いたします。
- (2) 本定義書はでんき契約約款と併せて適用します。
- (3) 本定義書は東京電力株式会社の供給区域内の需要場所に適用します。

第2条 (契約種別)

契約種別は以下のとおりとします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	新スタンダードプラン	S
	新スタンダードプラン	L
動力需要	新スタンダード動力プラン	—

需要区分	契約種別	
電灯需要	グリーンプラン	B
	グリーンプラン	C
動力需要	グリーン動力プラン	—

需要区分	契約種別	
電灯需要	使った分だけプラン	S
	使った分だけプラン	L

需要区分	契約種別	
電力需要	動力プラン	—
	動力プラン	L

需要区分	契約種別	
電灯需要	スマートダイレクトプラン	

需要区分	契約種別	
電灯需要	スーパープレミアムプラン	S
	スーパープレミアムプラン	L

需要区分	契約種別	
電灯需要	ここまで定額プラン	S
	ここまで定額プラン	L

第3条（契約詳細）

（1）新スタンダードプランS（30A、40A、50A、60A）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用します。

- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- ① 契約電流は30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ② 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表3（（独自）燃料費調整）(1)ニによって算定された（独自）燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき以下のとおりといたします。ただし、まったく電気

を使用しない場合の基本料金は、以下の半額といたします。

30 アンペア	858.24 円
40 アンペア	1,144.32 円
50 アンペア	1,430.40 円
60 アンペア	1,716.48 円

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29.80 円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34.45 円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35.81 円

(2) 新スタンダードプランL

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

お客さまの契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値とします。それに際しまして、お客さまには契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表3（（独自）燃料費調整）(1)ニによって算定された（独自）燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	286.08 円
-------------------	----------

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29.80円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34.45円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35.81円

(3) 新スタンダード動力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ③ 旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは原則適用外となります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は計量日時点より需要場所における過去1年間の最大使用量を、翌月の契約電力といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表3（（独自）燃料費調整）(1)ニによって算定された（独自）燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,081.54円
---------------	-----------

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1キロワット時につき	27.13円	25.56円

(4) グリーンプランB (30A、40A、50A、60A)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用します。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

① 契約電流は30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

② 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、定義書別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表4（容量拠出金相当額）によって算定された容量拠出金相当額を加えたものといたします。

ホ 非化石証書の調達に関する注記

グリーンプランBは、当社がお客さまに供給する電気について、非化石証書を利用し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を0とする電気料金メニューです。ただし、非化石証書の調達状況によって、実質的にCO₂排出量がゼロとならない場合があります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

なお当社は、非化石証書の調達割合の計画値と実績値を、ホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

① 基本料金

基本料金は、1月につき以下のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、以下の半額といたします。

30 アンペア	885.72 円
40 アンペア	1,180.96 円
50 アンペア	1476.20 円
60 アンペア	1,771.44 円

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31.20 円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35.85 円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37.21 円

(5) グリーンプランC

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

お客さまの契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値とします。それに際しまして、お客さま

には契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表 1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、定義書別表 1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額、および別表 4（容量拠出金相当額）によって算定された容量拠出金相当額を加えたものといたします。

ホ 非化石証書の調達に関する注記

グリーンプランCは、当社がお客さまに供給する電気について、非化石証書を利用し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を 0 とする電気料金メニューです。ただし、非化石証書の調達状況によって、実質的に CO2 排出量がゼロとされない場合があります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円
---------------------	----------

② 電力量料金

電力量料金は、その 1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31.20 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.85 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.21 円

(6) グリーン動力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- ③ 旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは原則適用外となります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、

周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は計量日時点より需要場所における過去 1 年間の最大使用量を、翌月の契約電力といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表 1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、定義書別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表 4（容量拠出金相当額）によって算定された容量拠出金相当額を加えたものといたします。

ホ 非化石証書の調達に関する注記

グリーン動力プランは、当社がお客さまに供給する電気について、非化石証書を利用し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を 0 とする電気料金メニューです。ただし、非化石証書の調達状況によって、実質的に CO2 排出量がゼロとならない場合があります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

① 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,081.54 円
-----------------	------------

② 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1 キロワット時につき	28.61 円	27.06 円

(7) 使った分だけ S プラン (30A、40A、50A、60A)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用します。

- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- ① 契約電流は 30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ② 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表 2（サービス料）によって算定されたサービス料を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1 月につき以下のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、以下の半額といたします。

1 契約につき	0.00 円
---------	--------

② 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	33.40 円
-------------	---------

③ 最低月額料金

1 月の使用電力量が 170 キロワット時を下回る場合、その 1 月の料金は、次の最低月額料金に、本定義書別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表 2（サービス料）によって算定されたサービス料を加えたものといたします。ただし、電気の供給を開始した月または終了した月であって、検針期間がでんき契約約款第 16 条（電気料金の算定期

間)に定める1月の料金算定期間に満たない場合を除くものといたします。

1 契約につき	5,678.00 円
---------	------------

(8) 使った分だけ L プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

お客さまの契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値とします。それに際しまして、お客さまには契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表2（サービス料）によって算定されたサービス料を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円
-------------------	--------

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	34.50 円
------------	---------

③ 最低月額料金

1月の使用電力量が170キロワット時を下回る場合、その1月の料金は、次の最低月額料金に、本定義書別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表2（サービス料）によって算定されたサービス料を加えたものといたします。ただし、電気の供給を開始した月または終

了した月であって、検針期間がでんき契約約款第16条（電気料金の算定期間）に定める1月の料金算定期間に満たない場合を除くものといたします。

1 契約につき	5,865.00 円
---------	------------

（9）動力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- ③ 旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは原則適用外となります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は計量日時点より需要場所における過去 1 年間の最大使用量を、翌月の契約電力といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表 1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表 2（サービス料）によって算定されたサービス料額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、契約電力が 0.5 キロ

ワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,029.50 円
-----------------	------------

② 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1 キロワット時につき	17.41 円	15.81 円

(10) 動力プラン L

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- ③ 旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは原則適用外となります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は計量日時点より需要場所における過去 1 年間の最大使用量を、翌月の契約電力といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表 1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 1（燃料費調整）(1)ニによつ

て算定された燃料費調整額、および別表 2（サービス料）によって算定されたサービス料額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,138.00 円
-----------------	------------

② 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1 キロワット時につき	22.00 円	20.00 円

(1 1) スマートダイレクトプラン

イ 適用範囲

当社との契約または、設備変更の申出時の契約容量、もしくは最大需要容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。また、需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流、契約容量

①契約電流は 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

②契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値とします。それに際しまして、お客さまには契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、最低月額料金、電源料金、固定従量料金およびでんき契約約款別表 1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表 4（容量拠出金相当額）によって算定された容量拠出金相当額を加えたものの合計といたします。

① 最低月額料金

最低月額料金は、1月につき次の通りといたします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍といたします。

契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	0.00 円
------------------------------------	--------

② 電源料金

電源料金は、その 1 月の使用電力量（計量器が設置されていない、またはスマートメーターではない旧計器メーター、もしくはスマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていない場合は、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で案分したものを、30 分毎の電力使用量とみなします）に、電力エリアのエリアプライス(a)をエリア損失率(b)で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

【算定式】

お客様の 30 分毎の電力使用量
 $\times \{ \text{その 30 分毎のエリアプライス} \div (1 - \text{エリア損失率}) \times 1.1 (\text{消費税等相当額}) \}$

(a) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場における 30 分毎の東京エリア エリアプライスを指します。算出に用いるエリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

(b) 損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率に基づき、電源料金が計算されるものとします。

東京電力管内 損失率	6.9%
------------	------

③ 固定従量料金

固定従量料金は、各エリアの当該一般配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した託送費と、別表 2（サービス料）によって算定されたサービス料に、お客様の

使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する託送費に基づき、固定従量料金が計算されるものとします。

託送費	9.78 円
-----	--------

(12) スーパープレミアム S プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用します。

- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- ① 契約電流は 30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ② 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表 2（サービス料）によって算定されたサービス料を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1 月につき以下のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、以下の半額といたします。

1 契約につき	0.00 円
---------	--------

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、でんき契約約款第19条（日割計算）が適用される場合であって、日割り計算の対象となる期間ごとの使用電力量が以下の定額料金に定める電力量の上限以内である場合、電力量料金は以下の従量料金に使用電力量を乗じた金額といたします。

定額料金	1 契約につき最初の 400 キロワット時まで	15,108.00 円
従量料金	上記を超える 1 キロワット時につき	33.00 円

（13）スーパープレミアムLプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

お客さまの契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値とします。それに際しまして、お客さまには契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額、および別表2（サービス料）によって算定されたサービス料を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円
-------------------	--------

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、でんき契約約款第19条（日割計算）が適用される場合であって、日割り計算

の対象となる期間ごとの使用電力量が以下の定額料金に定める電力量の上限以内である場合、電力量料金は以下の従量料金に使用電力量を乗じた金額といたします。

定額料金	1 契約につき最初の 400 キロワット時まで	16,880.00 円
従量料金	上記を超える 1 キロワット時につき	33.00 円

(14) ここまで定額プラン S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用します。

- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- ① 契約電流は 30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ② 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1 月につき以下のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、以下の半額といたします。

30 アンペア	876.86 円
40 アンペア	1,169.15 円
50 アンペア	1,461.44 円
60 アンペア	1,753.73 円

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、でんき契約約款第19条（日割計算）が適用される場合であって、日割り計算の対象となる期間ごとの使用電力量が以下の定額料金に定める電力量の上限以内である場合、電力量料金は以下の従量料金に使用電力量を乗じた金額といたします。

定額料金	30 アンペア	1 契約につき最初の 200 キロワット時まで	6,742.00 円
	40 アンペア	1 契約につき最初の 320 キロワット時まで	10,896.00 円
	50 アンペア	1 契約につき最初の 400 キロワット時まで	13,918.00 円
	60 アンペア	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	17,696.00 円
従量料金	上記を超える 1 キロワット時につき		38.15 円

(15) ここまで定額プランL

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

お客さまの契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値とします。それに際しまして、お客さまには契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき契約約款別表1（再生エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	292.28 円
-------------------	----------

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、でんき契約約款第19条（日割計算）が適用される場合であって、日割り計算の対象となる期間ごとの使用電力量が以下の定額料金に定める電力量の上限以内である場合、電力量料金は以下の従量料金に使用電力量を乗じた金額といたします。

定額料金	1 契約につき最初の 600 キロワット時まで	21,474.00 円
従量料金	上記を超える 1 キロワット時につき	38.15 円

第4条（本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、でんき契約約款第4条（本約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定の期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止に伴い、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前書面の交付および契約締結後書面の交付を行う場合は、でんき契約約款第4条（本約款の変更）第3項および第4項に準じます。

別表

別表 1 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットルあたりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ロ) 1 キロリットルあたりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (2) ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

別表2（サービス料）

サービス料は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	5.5 円
-------------	-------

別表3（（独自）燃料費調整）

（独自）燃料費調整は、（1）および（2）で算定された、燃料費調整額と容量拠出金相当額の合計といたします。

（1）燃料費調整額の算定

イ 平均市場価格

平均市場価格は、日本卸電力取引所が公表する東京電力エリアスポット市場エリ
アプライスの平均値とし、各月の21日から翌月20までを平均市場価格の算定期
間といたします。

ロ 燃料費調整単価

契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、算定に係る
調整基準単価は還元基準単価を α 、請求基準単価を β とし、燃料費調整単価の単
位は1銭、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（イ）平均市場価格が α を下回る場合（還元）

$$\text{燃料費調整単価} = (\alpha - \text{平均市場単価})$$

（ロ）平均市場価格が β を上回る場合（請求）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均市場単価} - \beta)$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均価格によって算定された燃料費調整単価は、その
平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に
適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用
期間は、次のとおりといたします。

各平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等

毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ 調整基準単価

調整基準単価は、次のとおりといたします。

還元基準単価 α	10.01 円
請求基準単価 β	12.50 円

(2) 容量拠出金相当額の算定

容量拠出金相当額は、別表 4 (容量拠出金相当額) のとおりといたします。

別表4（容量拠出金相当額）

（1）容量拠出金相当額の算定

容量拠出金相当額は、当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する使用電力量を乗じた金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、容量拠出金相当単価は、ホームページに掲示する方法により定期的に公表します。

$$\text{容量拠出金相当額} = \text{容量拠出金相当単価} \times \text{電力使用量}$$

（2）容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。この場合、ホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。